

徳島県選挙管理委員会告示第二十七号

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「徳島県政策創造部地方創生局市町村課長」を「徳島県企画総務部市町村課長」に改め、同条第二項中「徳島県政策創造部地方創生局市町村課副課長」を「徳島県企画総務部市町村課副課長」に改める。

第十五条第二項中「文書の」を「公文書の」に、「文書事務」を「公文書の管理に関する事務」に改める。

第十六条中「文書管理」を「公文書の管理」に改め、「規則及び」を削り、同条第一号を次のように改める。

- 一 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。